

平成26年12月3日

第17回ガスシステム改革小委員会への意見書

株式会社コアガス日本
代表取締役 最高経営責任者
上 蘭 真歩

本日の委員会に諸事情により出席ができませんので、本日の議題について、意見書を提出することをお許し頂きたいと存じます。

なお、私は、第5回の事業者ヒアリングで述べましたように、いわゆる都市ガス、簡易ガス、液化石油ガス事業を一体として経営を行っていますので、本日の意見もそういった総合ガス事業経営の立場が、根底にあります。

1 「導管部門の中立化」について

上記ヒアリングで申し上げたような地方の抱える特有の企業環境を有する当社都市ガス部門に対して、このテーマが現実問題として果たして影響があるか否か不明ですが、微塵でも影響があると仮定した上で、以下のように述べます。

- (1) そもそも、ガス導管部門の中立化について、電力分野での発送電分離と同じ発想で関係者により議論が行われているように感じております。

しかしながら、ご存知のとおりガスと電力は似て非なることに是非ご留意して頂きたいと存じます。

いうまでもなく、電力送電線網と違って全国にガス導管網はありません。一般論として広域のネットワークであれば規模の経済性がより機能し、それを中立的な存在にすれば、経済メリットを求めて多様な新規参入があり、好ましい競争状態になって、お客様にメリットが生まれます。ところが、広域なネットワークがないのであれば、各種の自由化措置を採っても新規参入は必ずしも促進されるとは言えず、お客様のメリットも限定的であると考えます。

- (2) そこで、特に議論の対象となっている法的分離の適用の可否についてですが、都市ガス事業者の規模の大小を理由にその可否を決めることについては、疑義が起きるかもしれません。あるいは、中小都市ガス事業者をどう定義するかについても、意見が割れるかもしれません。

しかし、少なくとも地方都市ガス事業者の場合は、以下の理由によって、法的分離が到底なじむものではないと考えます。

- ① 市場を広義に考えた場合（たとえば、九州電力が電力ネットワーク事業を独占している九州全体を市場と考えた場合）

電力事業については、九州電力1社であり、電力送電線網は九州全域を網羅しております。そこで、送電線網を発電と分離して、中立性を確保すれば、新規参入も期待できるでしょう。

しかも、電力では、火力のみならず太陽光、風力、地熱など地域に応じた多種多様な発電方法がありますので、九州全体が市場になれば、多数の新規参入もあるでしょう。

しかし、都市ガス事業においては、九州全域で既に約30社がしのぎを削って、健全な競争状態にあり、この状態は、新制度において小売、導管両事業者の二本立てになったところで変わらないわけですから、独占禁止法的な企業分割あるいは法的分離の発想は、要らないのではないのでしょうか。

さらに、電力送電線網と違い、事業者ごとに分断されているガス導管網の場合、規模の経済性は小さく、分離してまでも中立性を確保する意味が乏しいと存じます。

② 市場を狭義に考えた場合（現行法におけるそれぞれの都市ガス会社の供給区域を市場と考えた場合）

A 大規模都市圏と違って、地方特有の現象である過疎等の脆弱な市場を営業対象としている現状があります。

B 当該市場ですら、プロパン、電気等の他エネルギーによる業者との激しい競争にさらされており、市場占有率は、必ずしも高くありません。

C 現在の地方都市ガス事業者が、新制度によって導管事業者にもなり、よもや法的分離を要求されたにしても、そもそも組織運営という意味でいわゆる大企業のような規模がない事業者は、経営資源をどう区分しようもありません。

そこで、誤解を恐れずに比喩的に言うならば、上述のような地方都市ガス事業者は、最新機器を備える大規模病院とは違って、貧しくてたいした機器はなくても、現場で様々な医療、病気に向き合い、汗水垂らして奮闘しながら町と共に生きる町医者のような存在であるが故に、当該地方都市ガス事業者について導管の中立性を論ずることは、町医者に体のどの部位を扱うかについて診療科目を分けろという命題自体が、町医者の存在価値を否定しているのと同様です。

経営に喘いでいる地方の中小企業といえども、独禁法の適用除外にはならないことは言うまでもありません。

しかし、通常は大規模なインフラのネットワーク事業者にイメージされるような法的分離の理論が、今回議論されている導管の中立性の定義のもとに、前述のような脆弱かつ小規模の市場の中で導管敷設をしている地方都市ガス事業者に対しても適用されると考えることについては、地方の様々な現実があまりにも考慮されておらず、ここで私が反対するまでもなく、皆様が議論にもならないと思っておられると推察致します。

(3) 上記の考え方は、ガス導管網を公平に利用させることに反対するものではありません。導管部門の中立性を確保するために、法的か会計的かを問わず分離という大きなコストをかけてまで行うのではなく、別の規制方法があると存じます。例えば、導管利用方法や料金の担保により、分離と同様の中立性が確保され、規制コストも低いような手段があるのではないのでしょうか。

特に中小企業にとっては、コストは死活問題です。昨今、円安になって日本経済は上向きというのですが、当業界にとっては原料コストの上昇は経営の大問題です。適正料金といっても、コスト高をそのまま転嫁できるほど甘くなく、企業努力が求められており、そこに、さらに管理コスト増となる分離をすると、中小企業の立場からとても対応できなくなるのが実情です。この課題は、新制度における料金規制のあり方に拘わらず、求められるでしょう。

- (4) 電力の自由化は、それなりにテレビでも報道されておりますので、お客様も認識しています。しかし、ガス自由化は、私共の業界でもやっと認知され始めた段階で、お客様はほとんどご存知ありません。私共事業者でさえも準備ができていない状態で、このまま議論だけが進んでいくことに不安を感じております。
- このような状況は、私の経営している小規模地方都市ガス会社はもちろん、他の中小都市ガス会社、さらに大手・準大手都市ガス会社も同様であると推察致します。

まとめますと、

- ① 都市ガス事業が電力事業と同じエネルギーであることを主な理由に、ガスシステム改革が電力システム改革に引っ張られるように、来春通常国会でガス事業法が電気事業法となぜ同時に改正されなければならないのかという、一蓮托生のな処理への拙速感。
- ② 前述のように、ガス導管網が電力網と比べようもなく小規模で、断続的かつ特定地域的なネットワークであるが故に、新規参入の確率が電力より少ないにも拘らず、電力と同様の論理が類推適用され、管理コスト増になるような法的分離の可能性を議論されることへの違和感。
- ③ 事業の規模の大小に拘らず都市ガス事業者が金科玉条あるいは哲学としている、現在のガス事業法に明記された荘厳な目的を、果たして今後遂行できるのかという、ガス事業者の社会的責任に基づく懸念。

これらをご勘案され、是非とも慎重かつ丁寧な議論をされるようお願い申し上げます。

2 「その他のガスシステム改革における論点」について

本委員会の直接の論点ではありませんが、議論の過程でLPGについて言及されましたので、以下述べさせていただきます。

- (1) ガスシステム改革について、本委員会で議論されてきた対象の天然ガスとは、プロパンによって増熱されたメタンを前提としています。

この天然ガスが所期の目的のとおり有効利用されるためには、天然ガスの制度設計だけでは足りず、天然ガスと同様に国民にとって重要なプロパンが、従来以上に有効利用されることが大事です。

つまり、天然ガスもプロパンもそれぞれの優位な特性をもっているため、この2つのエネルギーを対峙させるものではなく、それぞれの優位性を発揮させながら、お互いに補完し、あるいは相乗させる制度設計が、残念ながら両エネルギー共に輸入国の我が国にとって、必要不可欠です。

この点について、いわゆる都市ガス会社も関係会社においてもプロパンを供給しているのが通常ですので、両エネルギーがいわば戦略的な互惠関係にあることは事実上認識されているはずで
す。

- (2) しかるに、プロパンについて、東日本大震災以降に重要性が政府によって再評価はされつつありますが、制度、規制、予算等々においてプロパン業界（LP ガス業界）側に不公平感があるのは否めません。

私は、前述のヒアリングでも申し上げましたように、いわゆる都市ガス、簡易ガス、プロパンの3つのエネルギーを同時に経営していますので、この不公平感を現場感覚において肌で感じています（逆も然りで、都市ガス、簡易ガス側からの不公平感も認識してあります）。

- (3) プロパンについては、本委員会でも指摘されたような諸問題の解決の余地があるにしても、コジェネ等の省エネルギーと気候変動対策の観点から極めて優れたエネルギーであることが、海外で昨年指摘されています。

このプロパンの優れた特性については、その指摘をした米国プロパンガス協会が、最近同政府に提出した陳情書でも、電力や天然ガスが成し得ないインフラストラクチャーによる貢献度が大きいと言及されています。

国内においても、プロパンは、液化石油ガス時代と違って、今や天然ガスと言っても過言ではなく、むしろそのカロリーの観点から、高級天然ガスと呼ぶべきであるという主張すらあります。

従って、行政、有識者そしていわゆるプロパンも事実上扱っている都市ガス業界関係者が、天然ガスとプロパンについて、事業者にとってもお客様にとっても効果的な制度設計が実感されるように努力されることを希望致します。

以上